

別表第二の備考の二の114中「危険運転致死等」を「危険運転致死等」に、刑法第二百八条の二を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第二条から第四条まで」に改め、同表の備考の二の116、118、120及び122中「危険運転致傷等」を「危険運転致傷等」に、刑法第二百八条の二を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第二条から第四条まで」に改める。

別表第五中「刑法第二百八条の二」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第二条から第四条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二又は第二百一一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（次条の規定による改正後の警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第七十号）附則第二項に規定する者を除く。）に対する第二条の規定による改正後の道路交通法施行令第三十五条第一項第二号八の規定の適用については、同号八中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百一一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）とする。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第五の規定の適用については、なお従前の例による。

(警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を次のように改正する。

附則第二項中「対する第二条」を「対する警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十九号）第二条」に、「第二百一一条第二項」を「第六十六条まで」に、「第二百一一条第二項の」を「第六十六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百一一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第七条第二項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一年」を「二年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十一号

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年五月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

雨水の利用の推進に関する法律第二條第二項の法人を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十二号

雨水の利用の推進に関する法律第二條第二項の法人を定める政令

内閣は、雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雨水の利用の推進に関する法律第二條第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技